

## ⑥ 森林部における効率的な調査の実施

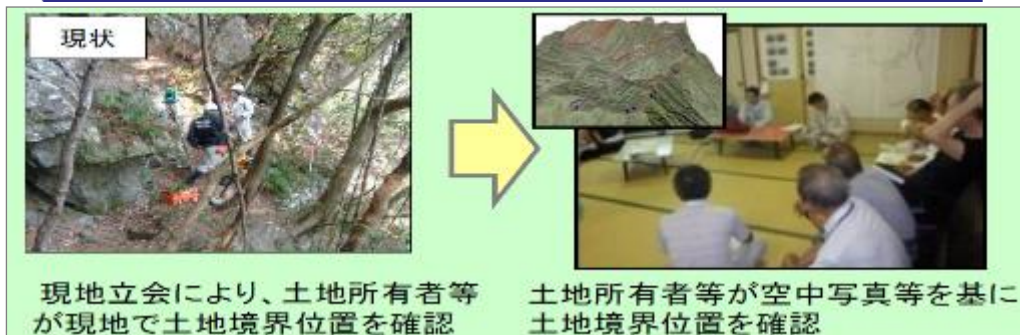
- 1) 森林部では、現地立会の簡略化が可能となる効率的な手法の地籍調査の活用を促す。
- 2) 森林経営管理制度（森林経営管理法）に伴う市町村の境界確認作業では、現地立会の簡略化が可能となる効率的な地籍調査手法の普及を促す。

### 1) 森林部の効率的な地籍調査手法の活用について

方策①の2)に記載する国による基本調査のほか、平成30年度以降、林地（山村部）における地籍調査では、以下のようにリモートセンシングデータを活用する新手法の導入によって、多大な手間と時間を要していた現地立会の簡略化や測量作業の効率化が図れます。

## 新技術（リモートセンシングデータ活用）による効率的な地籍調査

### 【一筆地調査】現地立会作業の簡便化



微細な地形や植生等が把握可能なリモートセンシングデータから筆界案を作成します。土地所有者等の関係者は、集会所等で映像装置に映される筆界案によって境界を確認することが可能となり、これまで現地立会に要していた期間や人員等を大幅に削減できます。

### 【地籍測量】基準点や筆界点の測量作業を簡便化

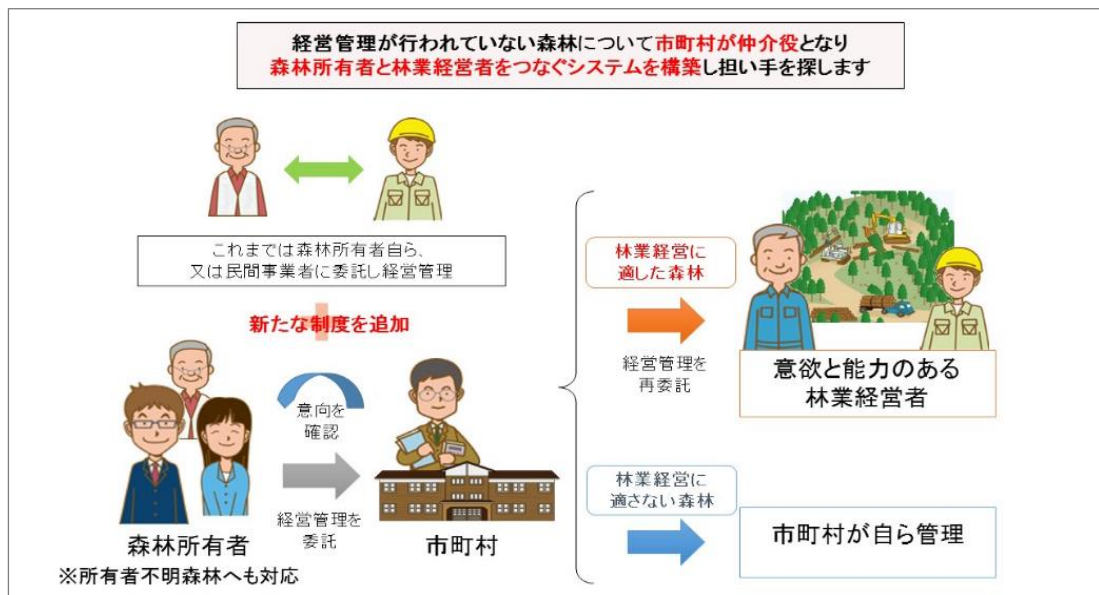


空中写真等から解析したリモートセンシングデータを用いることにより、机上での測量作業が可能となるため現地作業コストの大幅な削減ができ、そのうえ従来よりも広範囲の測量が可能となります。

## 2) 森林経営管理制度（森林経営管理法）に伴う市町村の境界確認作業について

平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行され、経営管理が行われない森林を市町村自らが適切に管理することができる新たな森林経営管理制度が始まりました。

併せて、令和元年度の税制改革において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（令和 6 年度以降に課税）及び森林環境譲与税（令和元年度以降に譲与）が創設されました。



### 森林経営管理制度（森林経営管理法）の概要

市町村は、森林整備の準備として森林環境譲与税により境界の確認ができることとなりますが、この確認の作業は現地立会、杭打ち、施業区域の測量、境界の情報整理といった地籍調査と類似する内容が含まれるので、効率的な地籍調査手法の活用が期待できます。

大阪府は、森林環境譲与税により市町村の境界確認作業が行われる際、現地立会を簡略化しながら筆界点の調査ができる新たな手法を進めていただけるよう、あらゆる機会を活用し、市町村の地籍および林務部局へ効率的な地籍調査を周知のうえ普及の促進に努めます。